

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成 2 7 年度末	平成 2 8 年度 第 1 四半期 会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	6,805,494	6,286,130
基金等	1,079,518	1,078,619
価格変動準備金	521,677	414,397
危険準備金	675,573	677,573
一般貸倒引当金	1,310	1,187
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	2,857,322	2,544,298
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	281,996	282,129
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	966,800	971,615
負債性資本調達手段等	338,310	238,310
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	82,985	77,998
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1,450,251	1,410,787
保険リスク相当額 R1	118,650	118,433
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	56,014	56,515
予定利率リスク相当額 R2	150,273	149,570
最低保証リスク相当額 R7	8,800	8,558
資産運用リスク相当額 R3	1,248,733	1,210,649
経営管理リスク相当額 R4	31,649	30,874
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	938.5%	891.1%

- (注) 1. 平成 27 年度末については、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。平成 28 年度第 1 四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「最低保証リスク相当額」は、平成 8 年大蔵省告示第 50 号第 2 条第 4 項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。